

事務連絡
令和元年 7 月 1 日

都内医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課長 八木 良次

病院等における重度訪問介護の提供に係る取扱い等について

日頃より東京都の障害福祉施策の推進に御理解、御協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、障害者総合支援法の改正に伴い、平成30年4月より、重度訪問介護（障害福祉サービス）を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できるようになりました。

病院等に入院又は入所中は、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることから重度訪問介護により提供される支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としています。意思疎通の支援には、重度訪問介護従業者が利用者の障害特性を踏まえた介護方法を病院等の職員へ伝えることのほかに、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことや、意思疎通に対応するための見守りも想定されております。

一方で、病院等で重度訪問介護を希望した者が、会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声も寄せられています。

病院等に入院又は入所中の利用者への重度訪問介護の提供に当たっては、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等への御理解、御協力をお願い申し上げます。

<添付書類>

- ・ 重度訪問介護の訪問先の拡大について
- ・ 重度訪問介護の概要（参考資料）

（問合せ先） 東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課在宅支援担当
TEL：03-5320-4325

重度訪問介護の訪問先の拡大について

背景

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
 - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
 - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、平成30年4月から、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとなった。

訪問先拡大の対象者

- 病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた障害支援区分6の利用者

訪問先での支援内容

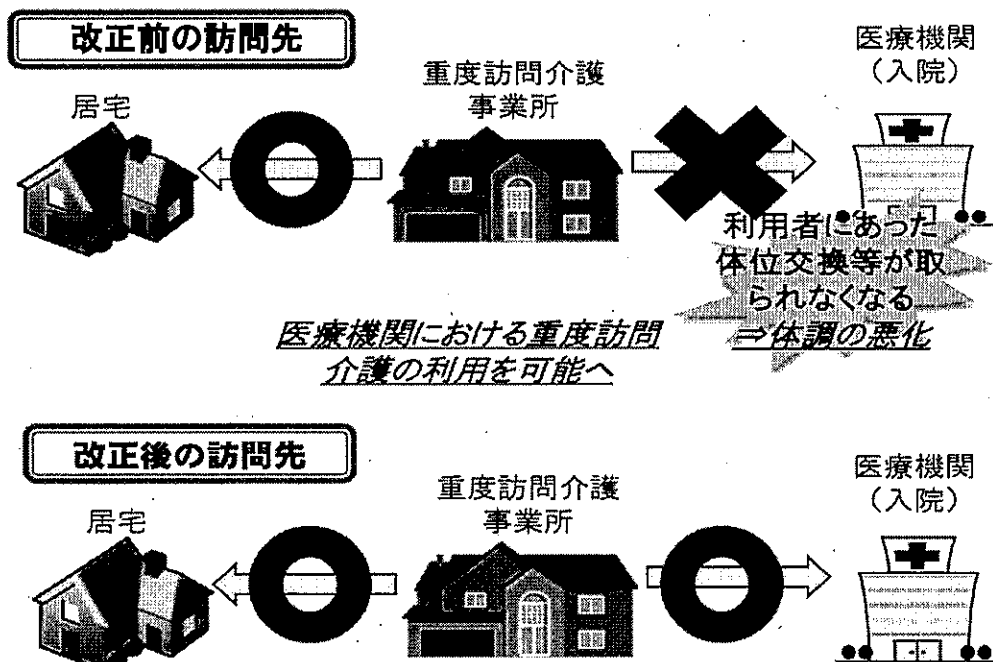
- 病院等に入院又は入所中には、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付や介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護給付等が行われることなどから、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。
 - 意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されている。
- (具体例)
- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
 - 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

従業者の要件

- 重度訪問介護従業者は、利用者との意思疎通を図ることができる者

利用期間

- 90日を超える利用に当たっては、30日ごとに、重度訪問介護の必要性について区市町村が認める必要がある。



重度訪問介護の概要

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動介護などを行います。

※病院等に入院又は入所中は、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることから重度訪問介護により提供される支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としています。

サービスの内容

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。

<身体介護>

入浴、排せつ、食事、着替えの介助など

<家事援助>

調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物など

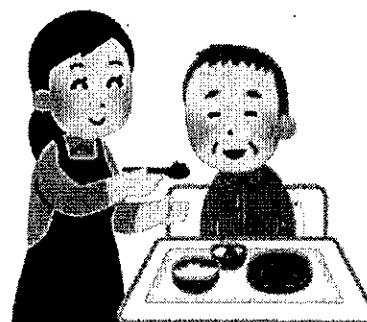
<移動介助>

外出時における移動の支援や移動中の介護

<その他>

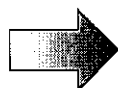
生活等に関する相談や助言

日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り



対象者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する障害者



具体的には、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者

- 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
 - 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上であること
- ※平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者に係る緩和要件あり